

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年12月1日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和4年9月21日 午前9時00分頃 高山市久々野町大西1229番地4（国道361号）		
	事故の概要	優先道路を直進中の公用車と左方より右折して進入してきた車両との接触事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人身	物損（左ヘッドライト等）	
	被害総額・市の過失割合	—	369,009円・100分の10	
	賠償金	—	36,901円	
	内訳	保険金	—	36,901円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和5年10月2日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和5年8月1日 午後3時00分頃 [Redacted]		
	事故の概要	朝日支所敷地内の樹木の先端部が、強風により折れて落下したことによる車両破損事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人身	物損（フロントガラス等）	
	被害総額・市の過失割合	—	638,715円・100分の100	
	賠償金	—	638,715円	
	内訳	保険金	—	638,715円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和5年10月16日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	令和5年9月24日 午後2時00分頃 [REDACTED]		
	事故の概要	こう峠口古墳周辺用地での草刈作業中の飛び石による窓ガラス破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (窓ガラス)	
	被害総額・市の過失割合	—	16,500円・100分の100	
	賠償金	—	16,500円	
	内	保険金	—	16,500円
	訳	一般財源	—	0円
専決年月日	令和5年10月20日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	令和5年10月3日 午後2時45分頃 高山市奥飛驒温泉郷平湯791番地38 (あかんだな駐車場)		
	事故の概要	草刈作業中の飛び石による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (左リアドアガラス)	
	被害総額・市の過失割合	—	27,830円・100分の100	
	賠償金	—	27,830円	
	内	保険金	—	27,830円
	訳	一般財源	—	0円
専決年月日	令和5年11月14日 地方自治法第180条第1項			